解散公告

当社は、平成二十四年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

愛媛県喜多郡内子町平岡甲一五七二番地二

株式会社ライフサポートカンパニー

代表清算人　土居　里佐

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

北九州市小倉北区竪町一丁目五番一号

日和汽船有限会社

清算人　堀江　宏朗

解散公告（第一回）

高尾西土地改良区は、平成二十四年九月十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

群馬県太田市新田金井町二九番地

清算法人高尾西土地改良区

清算人代表　守下　柳三

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十月九日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県日高市大字南平沢一〇二〇番地

日高市土地開発公社

代表清算人　谷ケ崎照雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

石川県小松市一針町午三八七番地一

宗教法人勧善寺

清算人　横山　英昭

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年九月二十三日開催の臨時総会の決議並びに福井県知事の認可により平成二十四年十月二十三日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

福井県大野市下黒谷第八号一七番地

下黒谷生産森林組合

清算人　長谷川誠一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十一月六日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

愛知県みよし市黒笹町唐沢三五番地一

三好ヶ丘第三特定土地区画整理組合

清算人代表　加納　桂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月三日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

佐賀県佐賀市水ヶ江二丁目六番九号

財団法人北水会館

清算人　福井　章司

配当公告

秋田県秋田市山王四丁目二番三号秋田県市町村会館内

破産者　財団法人秋田県市町村職員互助会

右の者に対する東京地方裁判所平成二十四年（フ）第三五一七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七、二一三、七四九、〇四四円

一、配当することのできる金額

金五、三一五、二三四、八七七円

平成二十四年十一月二十日

東京都千代田区麹町四―二―一ＭＫ麹町ビル八階麹町パートナーズ法律事務所

破産管理人　小林　克典

配当公告

兵庫県川西市西多田二丁目九番三〇号

破産者　被相続人亡末廣修三相続財産

右の者に対する神戸地方裁判所伊丹支部平成二十三年（フ）第四五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四四、三二八、八五三円

一、配当することのできる金額

金一三、八二二、〇九二円

平成二十四年十一月二十日

兵庫県川西市萩原台西一丁目一七番地

破産管財人　戸越　照吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町字西大沼三七二番地、最後の住所北海道亀田郡七飯町字西大沼三八六番地二　被相続人　亡　坂本　盛正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

函館市美原一丁目二九番一三号

相続財産管理人　弁護士　藤原　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市川内町砂浜五番地、最後の住所青森県弘前市大字富士見町一四番地二一富士見町アパート七号

被相続人　亡　吉田　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

青森県弘前市大字上鞘師町一八―一弘前商工会議所会館四階

相続財産管理人　弁護士　横山　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡山元町山寺字東畑合四八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　阿部　徳朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

仙台市青葉区一番町一―六―一九壱番館ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　井口　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市西木町西荒井字熊野田七三番地、最後の住所埼玉県熊谷市石原二丁目一四番地一ビレッタ熊谷八〇二

被相続人　亡　木元　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目六番一九号高砂パークスペースビル六階　山本正士法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　泰生

第61期決算公告

平成24年10月17日

東京都武蔵野市吉祥寺東町1丁目10番14号

株式会社ダイヤテーラー

代表取締役　小林　享子

貸借対照表の要旨（平成24年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,108
	固定資産	514,776
	合計	625,884
負債及び純資産の部	流動負債	467,946
	固定負債	223,112
	資本金	△65,174
	株主資本剰余金	10,000
	利益準備金	△75,174
	（利益剰余金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(△77,674)
	合計	625,884

(注)　当期純利益　3,632千円